兵庫県公報

令和2年4月30日 木曜日 号 外

発 行 人 県 兵 庫 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、

その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

示

告 示

兵庫県告示第551号の2

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号。以下「条例」という。)第11条の2第1項の規定に基づき、条例 第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車の同条第2項の規定による自動車税の種別割(条例第125 条の9第2項及び第125条の10に規定する方法により徴収するものを除く。)の減免に係る申請のうち、その期 限が令和2年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものについては、同月30日まで延長する。

令和2年4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三